

介護給付費過誤連絡票の提出時における注意事項について

請求済みの介護給付費において請求誤りがあった場合は、既に審査済みの請求を一度取り下げて、再度、正しい請求を行う必要があります。請求取り下げについては、保険者に対し、「通常過誤」または「同月過誤」の連絡票を提出することにより、請求を取り下げることができます。請求取り下げを行ったあと、正しい請求内容で再請求することにより、請求誤りを修正することとなります。

各サービス事業者において、過誤（請求の取下げ）が必要となった場合は、以下の確認事項等を確認していただき、過誤を行ってください。

なお、請求済みの介護給付費が審査に通らなかった場合、過誤手続きは請求月の翌月以降となる場合若しくは処理が出来ない場合があります。

【確認事項】

- (1) 過誤を行う対象者は鎌倉市の介護保険被保険者です。
- (2) 過誤は、請求明細書単位で行うため、「加算のみ」「日数のみ」など一部だけの取下げはできません。
- (3) 過誤ができるのは神奈川県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会という。）に請求済みの給付費が対象です。
- (4) 給付管理票の修正と過誤は同時にできません。給付管理票の修正が必要な場合は、先に給付管理票を修正し、翌月以降に過誤を行ってください。
- (5) 過誤によってサービス請求額が変更されることにより、利用者の自己負担額についても変更が生じるため、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費等に影響が出る可能性があることを、利用者に説明してください。
- (6) 公費（生活保護等）分の過誤を行う場合は、生活福祉課への請求となります。

【過誤が必要となるもの】

- (1) 請求の誤りが発覚した場合
 - (2) 利用者が医療機関に入院中に、福祉用具貸与の請求を行っていた場合
 - (3) 公費（生活保護等）の受給者であるのに、介護給付として請求した場合
 - (4) 県や保険者（市）が行う監査・運営指導等により返還が生じた場合
 - (5) 利用者負担割合が遡って変更となり、差額の調整が発した場合
 - (6) 加算を算定できるのに、加算の請求を行わなかった場合
 - (7) 負担限度額認定証の提示があったのに、特定入所者介護サービス費の請求を行わなかった場合
- など

【通常過誤と同月過誤について】

(1) 「通常過誤」と「同月過誤」では様式は同じです。同月過誤を希望する場合は、e-kanagawa の申請時に過誤種類を同月過誤と選択してください。

(2) 「通常過誤」

国保連合会に請求した介護給付費等の取下げだけを行うものです。

- ① 過誤申立によるマイナス請求が、直近の支払額を超過していないか確認してください。
- ② 再請求は国保連合会からの介護給付費過誤決定通知を確認してから請求してください。

(3) 「同月過誤」

国保連合会に請求した実績の取下げと取下げた分の再請求（正しい金額）を同一月内に行うものです。

- ① 過誤によるマイナス請求が、再請求を行う額と直近の支払額を足した額を超過していないか確認してください。
- ② 給付管理票の修正が必要となるものは同月過誤できない場合があります。

鎌倉市健康福祉部介護保険課